

山梨県環境影響評価等技術審議会 議事録

平成17年3月28日14時00分～16時30分

(県民会館601会議室)

<出席委員>

田中収会長、

石井信行委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、坂本康委員、

杉山憲子委員、田中章委員、中込司郎委員、湯本光子委員

<事務局>

今村幸治 森林環境部参事、浅川幸治 みどり自然課長、

平岡 実 課長補佐、土橋 史 主任

<事業者及びコンサルタント>

昭和町都市計画課 田中課長、長田係長

新都市設計 堀内社長、中西

山梨県環境化学検査センター 小林部長、鈴木、仲山

エコロジカルスタンド 鈴木

1 開会

(進行 平岡課長補佐)

本日は、皆様には年度末の非常にご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、山梨県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価等技術審議会の開会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 平岡課長補佐)

議事に先立ち、今村幸治森林環境部参事より、ごあいさつを申し上げます。

(今村参事)

年度末のお忙しい中、貴重なお時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。

12月の委嘱の折に説明させて頂きました、昭和町常永土地区画整理事業が、今月7日から『方法書(環境影響評価の方法を記載した図書)』の縦覧手続きを開始したことにより、本県の制度も、ようやく動き始めたことになります。

資料につきましては、皆様にお渡ししたところでございます。

(案件について)

今回、皆様にお集まり頂きましたのは、当該案件について、事業内容及び記載事項等について、疑問点、問題点等について事業者と意見交換をして頂き、方法書の内容についてご審議いただくためでございます。

そのため、本日は事業者にもご出席をお願いしておりますので、十分な意見交換と検討が行われますようお願いいたします。

もう一点は、やはり12月の委嘱の際にお話いたしました、条例の手続が山梨県の場合、それがあつわり脆弱であることから、来年度1年をかけて手続の方法を変えて行きたいと考えております。

そのためには、皆様にご意見を賜ることになると考えております。

(技術審議会の今後)

また、平成17年度は、当該案件に加えまして、『新山梨環状線(北部区間)』についても、6月上旬に方法書手続に入るために、事業者の国土交通省と担当者で調整を行なっております。

来年度は、これまで以上にお力添えをいただくこととなりますが、どうかご理解とご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 事

(進行 平岡補佐)

これより議事に入る事になりますが、
本審議会の委員の定数は条例の規定により、15名以内であり、
本日は、15名の委員のうち、8名の出席をいただいておりますので、
山梨県環境影響評価条例第47条11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、出席予定の湯本委員ですが、会議には遅れるが出席するという連絡を頂いております。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっております。

田中収会長には会長席にお移り頂き、議事進行をよろしく申し上げます。

3 環境影響評価等技術審議会

【進行：審議会田中（収）会長】

議題1 案件審査（昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書）

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

既にご案内のとおり、平成17年3月7日から『昭和町常永土地区画整理事業』が方法書手続きを開始しました。委員の皆様には事務局から資料が送付されていると思います。

事務局から説明をお願いいたします。

<今村参事>

方法書につきましては、既にお渡ししており、目を通していただいていると思いますので、事業者を入れまして、方法書の内容について説明して頂き、その後、事業者に対する質疑応答と意見交換と進めて頂きたいと思います。

<田中会長>

分かりました。

それでは、事業者からの説明を受けたいと思います。

本日は事業者として『昭和町都市計画課 田中課長、同じく長田係長と関係するコンサルタントの皆様』にご出席をお願いいたしました。

それでは、事業者の方に入って頂きたいと思います。

～事業者入室～

事業者の皆様には、年度末のお忙しい中お時間を割いて頂き、ありがとうございます。

それでは、昭和町都市計画課田中課長より本日の出席者の紹介と、事業内容についてのご説明をお願いいたします。

～事業内容について説明～

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくをお願いいたします。

片谷委員：第1期の工事が終了した部分については、第2期の工事と平行して住宅の建設や入居が始まるという理解でよいか。

事業者：そのとおりです。

坂本委員：かすみ堤の話がされていたが、かすみ堤は公園のようにするというわけではないのか。遊歩道として上部を残すのみと言うことか。

事業者 : かすみ堤は現在、普通車程度が走れるような整備をしてある。
その部分については、この区画整理事業で車の通行を遮断することが大前提となっている。
緑道、歩行者の専用的なスペースとしたい。遊歩道ありきの中で植栽を行なう。
そのため、現在の築堤部分については手を付けない形で植栽を計画している。
一部遊歩道としたいと考えている。

坂本委員 : 幅としてはどの程度か

事業者 : おおむね3mくらい、法面を含むと広い所で10m位となる。
その両側については、道路をうまく配置して宅地化してゆきたい。

<湯本委員到着>

石井委員 : 公園緑地計画の中に「地区内の神社や大木は貴重な自然地でもありその保全に努める。」とあるが、具体的な場所はどこか。

保全に努めるということは、いくつかの中から取捨選択をするということだとすると、その時の判断基準はどういうものか。

事業者 : (資料 - 10 により説明) 神社があるのは3号公園です。現在は、それほど大きな神社ではないが、小さい神社が存続しその周りにわずかな樹木が植えてある。

現在、上河東の自治会(300世帯)が運動会など利便性の高い施設として利用している。

具体的には、神社及び樹木は保全することとするが、これらの面積は小さいため、周辺に大型の敷地を配置しグラウンド等を取り込む中で、地元自治会と調整を行う。現在、その作業中である。

自治会との調整した後、準備書に具体的に提示したいと考えている。

2号公園については、既存の神社の近くにある。また、隣接する計画地外の集落(飯喰地区)に公園が無いことから、飯喰地区の南に公園を配置する。

公園は、隣接する神社と共生させながら、水の流れも連結しているので、こうしたことを考慮し、地元自治会と調整を行ない最終的な詰めを行いたい。

1号公園については、緑の破線(かすみ堤)に隣接する公園とする。この公園は新たに新設される公園として、かすみ堤とうまく共存させ、かつ、利便性の高い公園としたい。

常永小学校南の調整池公園は大規模な公園であり、多目的な公園として整備する。具体的には、事業計画の中で、もともとあった自然的な施設を可能な限り、残したいと考えている。

イメージ図はできているが、提示できるまでの事業計画は策定していない。

石井委員 : 今回の事業で失われる昭和町の農地は、何%程度になるか。

事業者 : 昭和町の行政区域面積は約950ha、そのうち市街化区域は470haであり、約50%である。

市街化調整区域の内50%の多くは線引き制度以前の宅地である。

今回、農地が宅地化される部分で、農地法の規制に係る部分は26haであり、それ以外の農用地がおおむね20～30ha、一般的な農地が20ha弱である。

工藤委員： -14 ページの常永小学校のところに「太陽光熱発電」と記載がありますが、これは、太陽光発電+太陽熱利用ということか。

浅川課長：両方です。

工藤委員：であれば、この表現は適切でないので、太陽光発電と太陽熱利用に分けたほうが良いのではないか。

坂本委員：調整池公園については、降雨時には具体的にどの程度の機能を果たす設計になっているか。

事業者：50年確率の降雨(伊勢湾台風相当)を想定した設計となっている。
異常気象が続いていることから、短期間のデータでは、伊勢湾台風を超える降雨量を記録しているが、長時間のものについては伊勢湾台風のものを使用する。

P. -11 の図面では西側のエリアは釜無工業団地の下流であることから、既に50年確率で治水対策は完了しています。

計画地東側の地区(黄緑・黄色)については、下流の田富町が洪水被害を受ける恐れがある。これまで、この地区には災害事例はないが、下流に対し被害を与えない設計とした。

洪水調整機能は一般的に開発面積に対して300t/ha程度を調整する敷地が必要である。

また、排水について自然流下、自然排出では調整池に相当な面積を要するが、本計画では強制排水を行うため、おおむね常永小学校の南に約半分の面積の調整池を計画している。

調整池の規模は、深さ4m、面積4,000坪を計画し、貯留した水については利用することを計画している。

坂本委員：深さ4mということは、掘り下げるとということか。

事業者：そのとおり、掘り下げて施工する。

中込委員：掘り下げると言うことだが、計画地を4mも掘り下げると水が湧いてくるのではないか。

あの地域は地下水位が高く、昔は水が流れていたところであり、4mも掘った場合、水が集まってしまうのではないか。

また、強制排水ということだが、ここでは常永川しかないが常永川にパイプなどで送水し、放水するということか。

事業者：この場所は砂礫層であり、きれいな地下水が流れている場所である。

基本的に、調整池の底の部分と壁になる分部に防水シートを貼ることを考えている。地下水位が高いので、調整池に地下水が入り込まないような施工をする。

防水シートを張らなければ調整池の機能を果たさないと考えている。

中込委員：こうした場所、経験上防水シートが地下水により浮いてしまったりしてうまくいかないことが多いと思う。

農業用の貯水池の多くはこれで失敗している。

コンクリートで周りを固めてさらに防水シートを施すようにしなければうま

くいかないのではないか。

しっかりと施工しなければお金の無駄遣いになってしまう。

事業者：実際、コンクリート構造+防水シートでも地下水は浸入する。そのため、調整池を周りの水圧から隔離できるように、コンクリートと防水シートを組み合わせた構造とし、また、地下水が浸入する部分については個別の対策を講じる。

事業費として 10 億円を想定している。

調整池の上部は、大型車輛が走れるあるいは、緑豊かなグラウンドを創り、溜まった水を散水するなど有効利用を考えている。

田中(章)委員：今回の事業の場合、一番環境で配慮しなくてはならないのは、土地利用の変化である。

貴重種がどうこうということではなく、例えば水田をどういう風にとらえるかということである。

個別事項として、これからの調査等を行う中で気をつけてほしい点として、『公園緑地』と言う記載は、「人にとっての緑」と、動物などの「ハビタットとしての緑」の区別がなくなってしまう。これまでの公園の説明についても、ハビタット(野生生物の生息環境)と言う視点からはなくなってしまう。

調整池のところにビオトープ的なものが創られるということですが、これから環境影響評価を実施する上でこうしたことが分かるような資料を作っていたきたい。公園を緑地とハビタットを混同させないこと。

例えば、水田等はハビタットとして機能している。

P. -5 の空中写真を見ても分かるが、現状でもかなりの部分が、普通種のハビタットを形成している。

こうした緑や土の部分がどれだけ失われるのか、あるいはそれを補償するものがどの程度増えるのか、しっかり押さえていただきたい。

例えば、P. -14 において、例えば、「大木を守りましょう」とか「植栽については在来種を・・・」と言ったことが書いてあるのですが、それであれば準備書の調査のときに守るべき大木はどこにあるのかとすることを調べなくてはならない、しかし、こうしたことが方法書に記載されていない。

方法書は、何のためにあるのかと言うと "Scope of work" である、一体どういう調査を何のためにするのかを整理するための資料である。

最近、どこの都道府県においても、方法書が形骸化してしまっている。

方法書を作ったのはそういった形骸化をなくし、「メリハリをつける」、「詳細に行うところ、不要な所をはっきりさせる」ためのものである。

今回の方法書を見る限りでは、かなり通り一遍なものに見える。

こうしたことから是非、「大木を守りましょう」「神社仏閣の緑を守りましょう」と言うのがあれば、その大木の一本一本がどこにあるのか、という現況図の中に大木の分布図等が出てくる必要がある。

これは単なる植生調査や、フローラ調査では出てこないが、こうした調査を是非取り入れて頂きたい。

また、環境保全措置については、例えば P. -31 の生態系の環境保全措置の検討において、代替案を検討するとか、代償ミティゲーションを検討すると

記載されているが、そうであれば、「方法書の段階でどのような方法・手法を用いたらそれが検討できるのか。」ということが記載されなければ、方法書の意味がない。

私とすれば、例えば HEP (Habitat Evaluation Procedure) のような仕組みをここに明確に位置付けて頂きたい。

そういった手法 ” Scope of work ” を示すのが方法書の意味であることから、
どういう手法を用いるのかを明確に示さなければ意味がない。

< 田中会長 >

続きまして、方法書の核心である環境影響評価の手法についてご説明をお願いします。

～ 事業内容について説明～

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしく願います。

田中(章)委員：1点目は、水田を緑地としてみなして頂きたい。

2点目は、ハビタット、水生生物については河川しか調査が行なわれていないが、水田の中にもそれなりの生態系があり、それなりの機能を有していることから、そういったものが失われて本当に良いのかどうかということは、貴重種レベルの話だけではない。

ここでは、ハビタットがどの程度失われ、新た作られるのか示して頂きたい。

3点目は、大木、神社仏閣等があるのであれば、そういったものはきちんと調査することを明記すること。

4点目は、環境保全措置について評価をされると記載されるということなので、その評価手法を明記すること。

5点目は、生態系について、例えば動物や植物については、保全すべき水生生物の生育・生息状況というものがあるが、生態系については保全すべき生態系の状況という項目が無い。なぜここだけ無いのか。

事業者：この部分については技術指針をそのまま記載した。

田中(章)委員：技術指針の記載がそうなっているということか。

指針が間違っているということになる。

事業者：生態系については、参考とする事例を用いたいが、今回が山梨県最初の事例であり、手探りの状態であることから、ご指導をお願いしたい。

田中(章)委員：法のアセスで生態系をあえて取り入れたのは、動物植物という従来の枠組みでは、貴重種偏重でレッドデータ種、天然記念物等が出てこなければ、影響は無いとされてしまう。

しかし、例えば水田に住むアカガエルなどのような普通種が生息するような里山的な環境が失われてしまうことも問題ではないかという事から、生物と地域とを合わせたものとして生態系を入れたという経緯がある。

県も、それに追従しているものである。(今回の方法書では)、希少種、レッドデータブックに掲載されていなければ良いという感じが伺える。

生態系については普通種であってもハビタットを形成していることが重要である。今回の場合、水田がそれに当たると考えられることから、この部分を検討に加えてください。

6点目は、生態系における代替案とは何か。

7点目は、景観について、計画地における水田は「特筆すべき景観」である。今はどこにでもあるかもしれないが、これは失われてしまうのです。

「周りに沢山あるからここは失われても良い」という理論はない。

周りの土地利用は当該事業において補償されるものではなく、同じように開発されてしまうはずである。

そのため、景観に、「水田が広がっている」ということを追加して頂きたい。

8点目は、こうした開発には必ず渋滞が伴うものである。騒音、振動、大気汚染を一通り調査するだけでなく、どうしたら渋滞が起こらないかを検討し計画に反映させるべきだと考える。

これをしないとアセスを行う意味がない。大規模商業施設を計画されていますが、これに伴って渋滞は必ず起こります。しかし、これまでの日本のアセスではこうした部分が検討されていません。是非検討をお願いします。

9点目は、水生生物調査の中に水田の調査を加えること

10点目は、土地の切り盛りで土壌の移動があると思いますが、できるだけ開発地域内で終始させる仕組みを検討し記載していただきたい。

田中(収)会長：昭和町は田富と同様非常に地下水位が高い地域である。環境影響評価とは直接関係はないが、防災、災害環境にも注意が必要な地域といえる。

この地域は、おそらく安政地震の際、液状化現象を起こしている。

将来、2,900人が住むのであるから、このことも頭に入れながら検討をお願いします。

また、田中(章)委員が先ほど発言したが、既存資料を積極的に使い、現地調査にお金をかけて新しいものを作って頂きたい。

例えば、昭和町については非常に古い1/2万の地形図がある。それには、富士川が氾濫した頃の湿地帯と自然堤防の形態が記されている。これは国土地理院で入手できる。こうした資料を参考にしながら調査をすすめて頂きたい。

特に生態系については、こうした開発では画一的な形で進められてしまいが、多くの種が確認されるということは多様な生態系であるということであり、広い視点から進めていただきたい。

さらに、約3,000人の人が新たに生活するため、生活用水として新たに日量1,000tは必要になる。現在、昭和の水源では約3万tの水を利用している。県が過去行った地盤沈下の調査では、昭和町の南側に地盤沈下の兆候が少し出はじめている。こうしたことから、地盤沈下の問題と水収支についても検討が必要になる。

昭和の水源が現在の場所に設置され、地下100mから揚水しているが、これは、

八ヶ岳岩屑流(がんせつりゅう)の上ですから、現在の範囲内での揚水は問題ないと考える。浅い層からの揚水は再生も早いがあまり早くあげてしまうと地盤沈下を引き起こしてしまう。そのため、水、地耐力の問題はよく検討すること。

坂本委員：地下水について、大型ショッピングセンターでは地下水を利用しないのか。

事業者：現在のところ利用する予定はない。(上水道から供給)

坂本委員：発生交通量推定方法はどのように行うのか。

事業者：現在、交通センサスに昭和バイパスの調査結果が含まれ、これには周辺交通も集計している。

計画では、東西、南北に18mの道路が計画されている。発生する交通量は、当該地域への入居が完了した時点において、昭和町の平均的な世帯人口とセンサスの結果を基推計した。

また、周辺道路の右折率を15%程度とした場合、現段階では問題ないとした。

坂本委員：18m道路の通過交通量は考慮しているか。

事業者：通過交通は、現在使用されている県道のバイパス路線になると期待されている。

片谷委員：区画整理であることから、道路については、区画内に居住する車両についても予測等に考慮する必要がある。

山梨の交通事情では、2,900人が居住する場合1,500~2,000台程度の車輛が移動することになる。これは、供用後の評価項目になりうる。予測評価を行う際、測点をできる限り詳細に設定していただきたい。

また、大規模商業施設に係る車輛の流入量については、詳細に対応をお願いする。

工事用車輛のルートは想定されているか。

想定されているのであれば方法書に記載する必要がある。工事車輛は週末を除くと平均60台程度であるが、多い日は100台近くに達する。ルートによっては大きな問題になる危険を含んでいる。

今日の段階で図表を示せないのであれば、それらを明確にした上で予測・評価に反映していただきたい。

あいまいなままの予測評価では、結果が大きく異なってしまう恐れがあることから、きちんとした対応をお願いする。

工藤委員：大気について、車輛台数が著しく増加することが懸念される。

それに合わせて、甲府の気象の状況では冬季に非常に強い接地逆転が発生することが想定される。その場合、拡散が非常に悪くなる。主に夜間であるが、夕方から夜にかけての車輛の台数が多いほど影響が懸念される。

現在は、プルーム、パフにより予測が行われるのが常用であります。非常に接地逆転が強まる場合この予測方法が使えないケースがある。

そのため、気象調査の項では接地逆転について特に冬季、移動性高気圧が来た時の春、秋季については、かなり注意をして調査を行なう必要があると考える。

また、風の状況(P. - 3)に記載されているが、ここに示されるような流線図が作れるということは、相当な調査が必要ははずだが、データの出典はどこか。

常時観測を行っている点は少ないはずだが、ここまでの物が作成できるのは相当な調査が必要になるはず。

事業者：このデータにつきましては山梨県が作成した資料を使用している。

事務局：山梨県環境資源調査(大気)について概要説明

- ・ 住民からのアンケートによる聞き取り調査の集積である
- ・ 景気測定による結果ではない

杉山委員：造成するにあたり、土地の切り盛りがあるが、近隣に工業地帯があり、また、当該地域も農地であることから、土壤汚染等についても調査してはどうか。

汚染された土壤による地下水汚染も考えられる。こうした場合、土壤の処理や、持ち出しが出来なくなる等の問題が発生する恐れがある。

例えば、調整池の造成時に発生する地下水は、水を止めたり近くの水路に排水したりすると思う。その際、環境基準を超えたような地下水が出てくると問題があるので、調べておく必要があると考える。

湯本委員：この地域はもともと地方病の問題があり、既に撲滅ということにはなっていますが、生物の世界で完全に撲滅されたことを証明する事は非常に難しい。

そのため、土壤の持ち出しについては相当慎重に行っていただきたい。

また、水生生物調査について幾つかに分けているが、今回のように水の多い地域では爬虫類・両生類の調査については時期が短く確実に主を上げてくる

というのは非常に難しいと考える。

こうしたことから、水生生物調査については魚だけでなく、短期間に広範囲の調査を行わないと全種を確実にとらえることは難しいと考える。調査の際は、考慮していただきたい。

中込委員：湯本委員がおっしゃった地方病については、昭和60年に撲滅され、日本牛血吸虫病はなくなった事になっているが、その媒体であるミヤイリガイは生息している。

他地域では問題にならないかもしれないが、当該地域の土壌を大量にどこに持って行くのか。持ってゆく場所によっては、隠れた危険を運び出してしまうことになる。

一般的に乾いた土の場合はそれほど気にならないが、この地域の土は山梨県の中で最も危険であるので、慎重に検討をお願いする。

石井委員：景観・風景について、現在の景観をそっくり入れ替えてしまうという事業であるにもかかわらず、現在の評価手法の記載『事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにする』という表現になっているのはおかしい。

何を実際に評価するのか的確に判断し、評価の方法をきちんと考えて頂きたい。

また、今回のような大型ショッピングセンターが設置されると必ず看板が問題になる。そうした部分について、どのように考えているのかを明らかにして頂きたい。

また、トータルの環境をどのように考えているのか。土砂の搬入出のことを考えても大量の土砂を搬入するのであれば、その土砂の搬入元の環境がどうなるのかということも懸念される。

これは贅沢な話になってしまうが、この事業によるエネルギーの消費はどの程度なのか、またそれはどのような方法により低減することができるか、ということをもう考えたほうが良いのではないのでしょうか。

< 田中会長 >

それでは、意見多く出されました。この意見交換会で出た意見につきましては、問題点をさらに検討して頂いて、環境影響評価に生かして行っていただきたいと思えます。

以上で、この議題については終了させていただきます。

事業者の皆様には、ここでご退席をお願いいたします。

本日は、詳細な説明ありがとうございました。

議題その他 2) 環境影響評価条例の現状

次に、環境影響評価制度の見直しについて事務局より説明があります。
この議題に関する検討につきましては、先ほどと同じく、概要説明後に行ない
ます。
それでは、事務局、説明してください。

【事務局説明：土橋主任】

第2回環境影響評価制度の見直しに係る検討会取りまとめ資料により説明
環境影響評価の期間短縮については、複数案の比較検討の結果（案C）としたい。
住民意見聴取の方法についても複数案による比較検討の結果、公聴会を省略した案(案
2)としたい。
対象事業の見直しについては、H17年度に具体案を示す中で検討する。

< 田中会長 >

前回の審議会において、第三分類事業について
『期間短縮』、『判定基準の見直しと対象事業規模の引き下げ』について、紹介さ
れた事項について、庁内検討の結果を受けての事務局からの『期間短縮』の(案)が
示されましたが、皆様いかがでしょうか。

田中(章)委員：次回から前回の議事録をつけて頂きたい。

< 田中会長 >

次回から議事録をつけていただくということで事務局よろしくお願いします。

田中(章)委員：第3分類事業の判定基準のフローについては(案)ですか。

事務局：今回示したものは、現在の(案)になります。

今後技術審議会のご指導を頂く中で固めてゆきたいと考えています。

第3分類事業は、より多くの事業にアセスを行なってもらうことを目的とし
て設定しましたが、規模が大きすぎたために形骸化してしまっています。こ
の形骸化した状態を打開するため、今回の見直しを行ないます。

その中で、判定基準を明確にし、対象事業にメリハリをつける中で規模の引
き下げを検討したいと考えています。

田中(章)委員：第3分類とはいえど、アセスの対象事業となってしまうえば、大きな事業
と同様な本格的なアセスが必要となってしまうことが日本の制度の悪いところ
です。

こうした部分について、もう少し簡略化、中程度のアセスを行った後、現在
のアセスに入るべきであるのに、現在の制度は、対象になったら、いきなり
本格的なアセスを求めてしまっています。

スクリーニング制度は取り入れたが、そのあとは本格アセスであり、重い手
続が待っています。それが問題なのです。

事務局：今、田中(章)委員がご指摘になった部分を直そうというのが今回の改正
の狙いでもあります。

田中(章)委員：今回提出された方法書についてみても、これも既にちょっとしたアセスを行っているわけです。

この程度のことを実施して情報開示する。そしてもっとレベルを下げ、もっと簡略化して数ヶ月で完了するというような1段階があり、これらを行っていく中で問題が出てきたら、詳細なアセスを行うというような手続を考えてはいかがでしょうか。

片谷委員：前回もお話したが、ガイドラインに沿って行えば良いという事業者もしくは委託される側の考えは、事業の種類や規模に関係なく同じになってしまっているという弊害があります。

手続の中で、調査期間が15ヶ月を要しているのは通年調査を見込んでいるわけですが、事業の種類や規模によってはもっと短くなるケースはあるはずです。

そういう点では、調査についても実質的に短縮できます。

今回の検討では、手続での期間短縮が検討課題ですが、調査自体を短縮することにより、30月はさらに短くできるのではないのでしょうか。

事務局：片田に委員ご指摘の点については、既存の大気の測定局との相関が取れるような場合、調査内容については軽減することは十分可能と考えています。

ただし、その点をあまり前面に出してしまうと、事業者に過度な期待を持たせる恐れがあるので、当面は調査期間については検討期間を含め15月としておきたいと考えています。

片谷委員：了解

事務局：関東ブロックにおいて、事例が多い自治体については、以下にアセス手続きを短縮できるかを検討しています。

< 田中会長 >

ありがとうございました。

H17年度に具体的な検討をとということですので、こうした考え方についてご意見、参考にすべき事例等がございましたら、担当に直接アドバイスをいただくとということをお願いいたします。

議題その他 3) その他

その他として、何かありますか。

事務局 : 新山梨環状線(北部区間)の方法書について現在担当と、国土交通省の出先の間で調整を行なっております。
これについては、随時ご報告いたします。

< 田中会長 >

その他に何かございますか。

~なし~

以上を持ちまして、本日の議題は全て終了しました。
ご協力ありがとうございました。

(進行 平岡課長補佐)

田中会長、ありがとうございました。

4 閉会 (進行 平岡課長補佐)

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議を終了させていただきます。長時間にわたる審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日頂いたご意見につきましては、十分検討したうえで制度に反映させたいと考えております。

今後におきましても、前にも増して、一層のご協力をお願い申し上げ、閉会とさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

<<終了>>